

平成28年11月14日

東京都港区浜松町二丁目11番3号 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

首都圏広域災害時における業務継続体制の強化について

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(取締役社長 和地薫)は、従来より本社(東京)の 代替としてバックアップオフィス(東京)を設置し、また、首都圏広域災害を含む大規模災害等 発生時の業務継続を目的として平成25年5月には大阪事務センターを設立いたしました。

本年11月14日より大阪事務センターで取り扱う業務を拡大し、被災時の業務継続体制を強化いたします。

1. 当社の業務継続体制

▶ お客様の大切な資産を管理する当社は、災害時の業務継続体制の高度化を経営の重要課題 と位置づけ、資産管理専門信託銀行としての社会的責任を意識した業務継続体制の整備を 進めて参りました。

平成15年12月 オフサイトバックアップオフィスの構築

平成16年 5月 決済系業務システムのバックアップセンター構築

平成17年 7月 ホストシステムバックアップセンター構築

平成18年 7月 銀行業務・経理システムバックアップサイト構築

平成25年 5月 大阪事務センターを設立

平成25年 9月 バックアップシステムセンター (愛知) 構築

- ▶ お客様の資産データを管理するシステムおよび対外的な決済等を管理するシステムは、共 に正副のホットスタンバイ体制を整えております。また、バックアップシステムセンター を設置し、メインシステムセンターに災害等があった場合にも業務運営を継続することが 可能となっております。
- ▶ あわせて、事務体制についても、東日本大震災以降、首都圏広域災害等の発生を想定し、 大阪事務センターを設立しています。

- 2. 今般の取り組み
- ▶ 大阪事務センターにて取り扱う業務について、既に対応している国債決済、資金決済に加え、社会インフラとして継続の必要性が高い以下の業務を継続できる体制を整備いたします。
 - (1) 企業あて年金給付等
 - (2) 証券信託(主に有価証券に運用することを目的とした信託)の資金決済
 - (3) 国内のデリバティブ取引の約定・決済
 - (4) 投資信託の基準価額算出(投資信託委託代行業務)
- ▶ また、大阪事務センターの人員を拡充し、常時、本社と並行して上記業務を行うことにより、事務品質を高めつつ、災害等に備える体制といたします。
- ▶ 今後は、更に大阪事務センターの機能拡充(外国証券の約定・決済、海外のデリバティブ 取引の決済、債券貸借取引の決済等)を検討してまいります。

<業務継続体制 (イメージ) >

